

— 会社法を学ぼう！③ —

村上 敬子 (むらかみ けいこ)

村上敬子税理士事務所
税理士



企業の経済活動に係わる法律関係を規定する「会社法」を再確認することは、戦略的組織再編の検討段階において非常に重要かつ有効であろうと思います。

今月号では、7月号、9月号に引き続き会社法を取り上げます。「株式の併合・分割」、「単元株制度」、「株主名簿制度」について、基本的内容を中心に見ていきたいと思っています。

〔質問1〕

株式の併合や分割にはどのような意義・機能があるのですか。また、そのための手続や効果はどのようなものですか。

〔回答〕

1. 株式併合

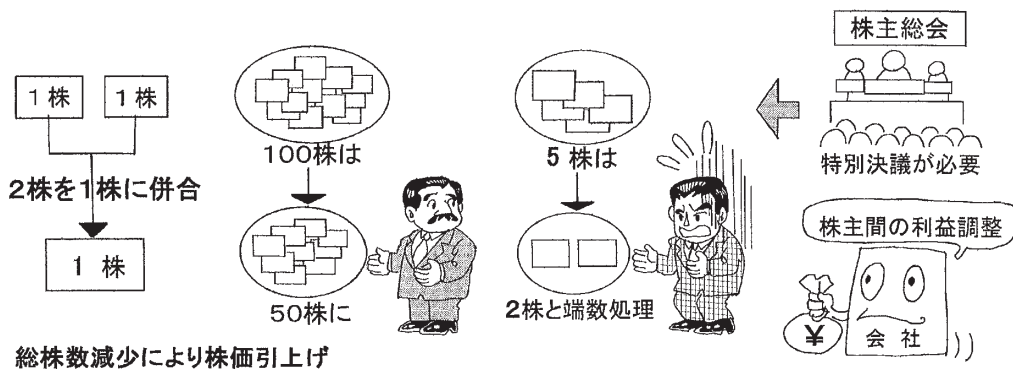
(1) 株式併合の意義と機能

株式併合とは、数個の株式を併せて、従来よりも少ない数の株式とすることをいいます。例えば、

2株を1株に、5株を1株にというように、発行済株式数を少数にまとめ、株式の単位を大きくする行為です。会社法上、会社は必要に応じて株式の併合を自由に行うことができます。株式併合は、発行済株式数を減少させ株価を上昇させるため、また会社分割・合併に際しての準備のために行われます。

(2) 手続

会社が株式併合をするには、株主総会の特別決議が必要です。その際、



- ① 併合の割合
- ② 株式の併合がその効力を生ずる日
- ③ 株式会社が種類株式発行会社である場合には、併合する株式の種類

を株主総会決議により定めなければなりません。また、取締役は株主総会において株式の併合をすることを必要とする理由を説明しなければなりません。

株式併合に関する情報の提供について、株式併合の効力発生日の2週間前までに、株主（種類株式発行会社にあつては、種類株主）及びその登録株式質権者に対して、通知しなければなりません。なお、通知は、公告をもってこれに代えることができます。

株券発行会社では、株式併合がなされると効力発生日に株券が無効となるため、株券の回収が必要となります。そこで、株式併合の効力が生ずる日までに会社に対して株券を提出しなければならない旨を1か月前までに公告し、かつ、その株式の株主及びその登録株式質権者には、各別にこれを通知しなければなりません。会社は、株式併合の効力が生ずる日までに会社に対して株券を提出しない者があるときは、その株券の提出があるまでの間、その株券に係る株式の株主が受けることのできる金銭等の交付を拒むことができます。

(3) 効 果

株主・種類株主は、株式併合の効力発生日に、併合割合を乗じて得た数の株式の株主となります。株券発行会社では、株式の併合をしたときは、株式併合の効力発生日以後遅滞なく、併合した株

式に係る株券を発行しなければなりません。

(4) 登 記

株式併合があつたときは、発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数についての変更登記が必要となります。

2. 株式分割

(1) 株式分割の意義と機能

株式分割とは、既存の株式を細分化して株式数を増加させることをいいます。例えば、1株を2株、2株を3株にするというように、株式の単位を小さくする行為です。

株式分割は、高騰した株価を引き下げ、投資家にとって投資し易くしたり、合併のための準備工作として利用されます。

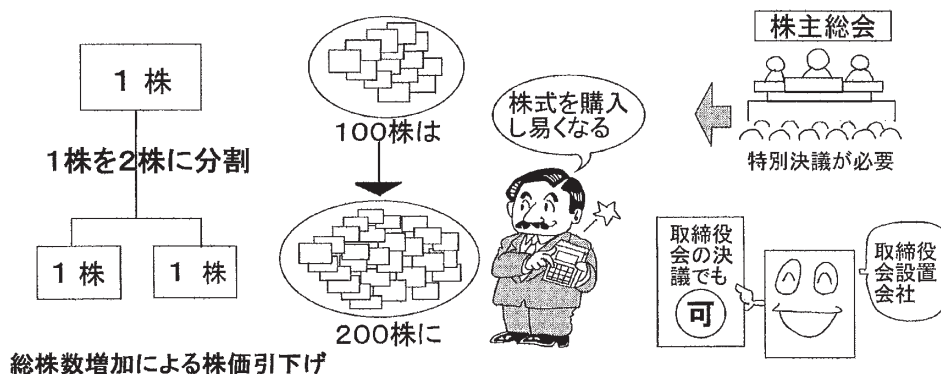
(2) 手 続

会社は株式分割をすることができます。会社が株式分割をしようとするときは、その都度、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の普通決議によって、

- ① 株式の分割により増加する株式の総数の株式の分割前の発行済株式（種類株式発行会社にあつては、種類の発行済株式）の総数に対する割合及び当該株式の分割に係る基準日
- ② 株式の分割がその効力を生ずる日
- ③ 株式会社が種類株式発行会社である場合には、分割する株式の種類

を定めなければなりません。

株式分割により発行済株式総数が増加しますから、株式分割は定款所定の発行可能株式総数の範囲内でなされなければなりません。発行済株式総



数が発行可能株式総数を超過してしまう場合には、定款変更をして発行可能株式総数を増加させなければなりません。株式分割の場合には、定款変更本来必要とされる株主総会の特別決議は不要とされ、発行可能株式総数を株式分割の効力発生日の前日の発行可能株式総数に分割割合を乗じて得た数の範囲内で増加する定款変更をすることができます。

ただし、現に2以上の種類の株式を発行している会社において、発行可能株式総数を増加させるには、株主総会の特別決議が必要とされています。

(3) 効 果

株式分割に係る基準日に株主名簿に記載されている株主は、株式分割の効力発生日に、基準日に有する株式の数に分割割合を乗じて得た数の株式を取得することになります。

会社は、基準日を定めたときは、基準日の2週間前までに基準日及び株主総会（又は取締役会の決議）で定めた株式分割の決定事項を公告しなければなりません。

〔質問2〕

「単元株制度」とはどのような制度ですか。

〔回 答〕

1. 単元株制度の意義

会社法は、一定の数の株式をもって株主が株主総会又は種類株主総会において1個の議決権を行使することができる1単元の株式とする旨を定款で定め、1単元の株式数に満たない単元未満株式

については議決権を認めないとする制度を置いており、これを単元株制度といいます。なお1単元の株式の数は、1,000株及び発行済株式総数の200分の1を超えることはできません。種類株式発行会社の場合でも、発行済の種類株式総数ではなく、全体としての発行済株式総数が基準となります。また種類株式発行会社においては、単元株式数は、株式の種類ごとに定めなければなりません。

2. 単元株制度の目的

単元株制度は、小さな出資単位は維持して株式の流動性を確保しつつ、株主管理コストの制限を図ることを目的とする制度です。

3. 単元株制度の手続

① 会社成立後に単元株制度を定める場合

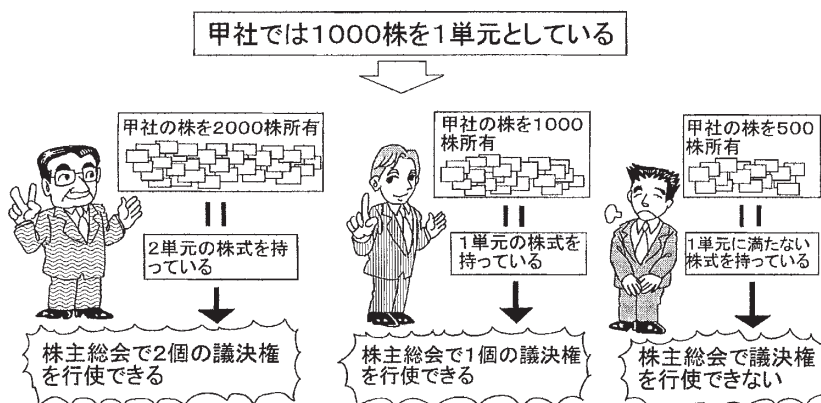
定款変更に伴う株主総会の特別決議が必要となります。取締役は、単元株式数を定める定款の変更を目的とする株主総会において、単元株式数を定めることを必要とする理由を説明しなければなりません。

② 株式分割と同時に単元株式数を増加し、又は単元株制度を採用する場合

株式分割と同時に各株主の議決権数が減少しない範囲で単元株式数を増加し、又は単元株式数を定める（単元株制度を採用する）ときは、株主総会決議によらずに定款の変更ができます。

③ 1単元の株式の数を減少し又は単元株制度を廃止する場合

1単元の株式の数を減少し又は単元株制度を廃止する場合には、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によってするこ



とができます。定款変更をした場合には、株式会社は、定款の変更の効力が生じた日以後遅滞なく、株主（種類株式発行会社にあつては、同項の規定により単元株式数を変更した種類の種類株主）に対して、定款の変更をした旨を通知しなければなりません。この通知は、公告をもってこれに代えることができます。

〔質問3〕

「株主名簿制度」とはどのような制度ですか。

〔回答〕

1. 株主名簿の意義

株主名簿とは、株主の氏名（又は名称）、住所、保有株式数、取得年月日、株券発行会社である場合の株券番号等を記載（又は記録）し、株主及び株式に関する事項を明らかにする帳簿をいいます。

2. 株主名簿の備置き及び閲覧等

株主名簿は会社の本店（株主名簿管理人がある場合にあっては、その営業所）に備え置かれます（電磁的記録をもって作成も可能）。株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、株主名簿の閲覧又は謄写の請求ができ、また親会社に対する出資者が権利行使のため必要がある場合に、裁判所の許可を得て閲覧又は謄写の請求ができます。

3. 株主名簿の効力

株式会社が株主に対してする通知又は催告は、株主名簿に記載した株主の住所（又は株主が株式

会社に通知した場所）に宛てて発すれば足り、通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなされます。また配当財産は、株主名簿に記載した株主の住所（又は株主が株式会社に通知した場所）において、交付しなければなりません。株主が所在不明等のため、会社が株主に対してする通知又は催告が5年以上継続して到達しない場合には、会社は当該株主に対する通知又は催告をすることを要しません（登録質権者も同様）。

4. 株主名簿の基準日

会社は、議決権の行使又は剰余金の配当を受け、質権者として権利行使する者等、一定の日（基準日）を定めて、基準日において株主名簿に記載されている株主を、権利行使することができる者と定めることができます。

例えば、6月末の定時株主総会において、剰余金の配当に関する議案について議決権を行使できる株主は、その営業年度に貢献した株主とすべきであり、3月31日現在の株主に議決権を行使せると定めることができます。基準日を定める場合には、株式会社は、基準日株主が行使することができる権利（基準日から3か月以内に行使するものに限る）の内容を定めなければなりません。会社が基準日を定めたときは、基準日の2週間前までに、その基準日及び基準日株主が行使できる権利を公告しなければなりません。

株主名簿の閲覧・謄写請求を拒むことができる場合

会社は株主名簿の閲覧・謄写請求があつた場合でも、次のいずれかに該当するときは、会社は請求を拒むことができます。

- ① 請求を行う株主又は債権者（以下「請求者」）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- ② 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
- ③ 請求者が株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。
- ④ 請求者が株主名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
- ⑤ 請求者が、過去2年以内において、株主名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。